

記入例 1

《記入方法の問い合わせ先》
 宇都宮市農業再生協議会事務局
 TEL028-632-2458

・あらかじめ印字されている内容は、昨年の作付状況です。変更がある場合は二重線で訂正し、記入してください。
 ・市農業公社を通じた農地の貸借は令和5年2月開始分まで、中間管理機構を通じた貸借は令和5年3月開始分まで反映されています。それ以降の契約は追記してください。

必ず押印
 ※3枚全て（複写にも）
 押印してください。

①主食用水稲作付参考値欄
 ・当初：実利用面積の合計に、令和5年度の主食用水稲作付率（49.0%）を乗じて算出
 ・地域内調整：3,035㎡を貸した場合の例
※貸し借りの面積は、1㎡単位で記入してください。

営農計画書は、3枚全て（複写も）提出してください。

地区CD名：018 その他	フリガナ サイセイ キョウタロウ	〒320-0818	TEL 028-632-2458
集落CD名：001 その他	再生 協太郎	旭1丁目1番5号	
農家番号：9999	再生 協太郎	旭1丁目1番5号	
協議会名：201 宇都宮市農業再生協議会	共済組合員コード	認定状況 人・農地プラン	認定方針作成者
世帯番号：			コード：9999999

【主食用水稲作付参考値】

	数量 (kg)	面積 (㎡)
① 当初 (A)	6,538	12,063
地域内調整 (B)		-3,035
確定 (C) = (A) + (B)		9,028
基準単収	作付面積 (D)	5,588
差引面積 (C) - (D)		3,440

③事務局記入欄
 ・事務局で記入します。記入しないでください。

④面積の記入
 ・主食用水稲作付面積は、1㎡単位で記入してください。

②認定方針作成者
 ・主食用米を出荷している主な集荷業者が記載と異なる場合、二重線で訂正し、記入してください。

令和5年1月10日 作成 ⑧ [1/1] 1頁

耕地番号	分耕番号	土地の表示		水田実利用面積 (㎡)	主食用水稲作付面積			主食用水稲以外の作物作付面積			実際の販売者名	不作為付年数	畦畔・水利なし	備考	
		所在地区分	大字コード		品 種 名	面 積 (㎡)	基 幹 作 物 名	面 積 (㎡)	二 毛 作 物 名	面 積 (㎡)					
0003	001	0	0181	2,156	001 コシヒカリ	2,156									
			旭1丁目 112	1,000			720 (全)保全管理	1,000							
				3,000			720 (部)保全管理	1,000							
							地力増進ソルガム (9月)	2,000							
							162 飼料用米(あさひの夢)	3,413							
							201 加工用米	806							
							210 小麦	1,104							
							210 小麦	3,475							
							414 キンベツ (4月)	3,000							
							710 自家用野菜	907							
							416 にんじん	2,333							
							003 なすひかり	716							
							104 イタリアンライグラス(播種あり)	800							
							214 飼料用米	1,910							
							コシヒカリ	1,910							
							⑨ (直播)								
⑩ ● 飼料用米				米粉用米	(24,620)	計	5,588	計	17,032	計	6,475	加工用米	新市場開拓用米	備蓄米	
3,413㎡				㎡	24,620	計	5,588	計	17,032	計	6,475	10 俵 / 1,104㎡	俵 / ㎡	俵 / ㎡	

⑤飼料用米等
 ・飼料用米は必ず品種名を記入してください。
 ・飼料用米、米粉用米は、一筆単位でほ場を特定する区管理方式のため、一筆全面に作付することが原則となります。

⑥加工用米・飼料用米・新市場開拓米・備蓄米
 ・加工用米、飼料用米、新市場開拓米、備蓄米は、「主食用水稲以外の作物作付面積」の欄に記入してください。
 ・加工用米、新市場開拓米、備蓄米は、「令和5年産生産数量の面積換算表」を参照し、それぞれの作付面積の合計が表の換算面積 (㎡)、生産数量 (俵) と一致するように記入してください。

⑨直播・有機栽培（作付参考値補正）
 ・直播・有機栽培は、作付参考値の補正があるため、筆ごとに「(直播)」、「(有機)」と記入してください。
 ※補正の計算方法は、事務局にお問い合わせください。

⑩複数年契約該当者
 ・飼料用米の複数年契約（令和3年～）に該当する場合は、「●」が印字されています。

⑧畦畔・水利なし
 ・「畦畔」又は「水利」がなく、水稲の作付ができない農地については、「✓」を付けてください。
 ※一時的な場合を除く
 ※水田機能を喪失した農地は、水田活用の直接支払交付金の対象外です。

⑧水稲作付最終年
 ・令和4年度以降に、水稲（主食用米、非主食用米）が作付けされた最終年を印字しています。
 ※令和4年度から令和8年度までに、一度も水稲の作付けがされない水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外とする方針が、国から示されています。

⑦販売者・作業受委託者の記入
 ・作物ごとの販売者について、左の1～3のいずれかを必ず○で囲んでください。
 ・作業受委託する場合は、「3 作業受託者が販売」に○をし、受託者の世帯番号、氏名を記入してください。
【提出書類】
 農作業受委託契約書の写し

⑪水張り実施予定
 ・水稲以外の作物を作付けするほ場で、作物の収穫前後などに、1か月以上の水張りを実施予定の場合は、その旨を備考欄に記入してください。
※水張りを実施する場合、必ず記入

・営農計画書は、関係機関から情報提供を受けて適宜修正しておりますが、反映されていない農地転用や売買等がありましたら、備考欄に記入してください。

